江戸川区立図書館サテライト事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、江戸川区立図書館(以下「図書館」という。)の利用者の利便性の向上を図るため、図書館以外での図書館資料(図書資料、音声資料及び映像資料をいう。以下同じ。)の貸出しを可能とする江戸川区立図書館サテライト事業(以下「本事業」という。)を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。 (設置)

- 第2条 本事業を実施するため、江戸川区立小中学校に図書館サテライト(以下「図書館 サテライト」という。)を設置する。
- 2 図書館サテライトの名称及び位置は、江戸川区教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める。

(事業)

第3条 図書館サテライトは、次の事業を行う。

図書館資料の個人貸出し

図書館資料の個人貸出しの予約

図書館資料の利用相談

その他江戸川区教育委員会が必要と認めた事業

(開室日及び開室時間)

第4条 図書館サテライトの開室日及び開室時間は、教育長が別に定める。

(図書館サテライトの管理)

- 第5条 図書館サテライトの管理は、教育長が別に定めるところにより、江戸川区立図書館条例(平成5年3月江戸川区条例第18号)第13条の規定による図書館の管理を行う者が行う。
- 2 図書館サテライトの管理については、図書館の管理の例による。 (委任)
- 第6条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、教育長が別に 定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。